

水田の大区画化を支援！ 新しい事業の要望調査のお願い

農地の大区画化等を進めるため、令和8年度から、区画の拡大や畦畔の除去などの簡易整備を農業者が自ら行う、新たな事業（大区画化等加速化支援事業）が始まりました。

大区画化に取り組みたい、または、ご興味のある農業者の方は、取組を検討されているご要望内容をお聞かせください。

※ この調査では、皆さまの要望内容と要望量を把握します。実際の作業や補助金の助成は、協議会事務局が現地と事業要件を確認した後、皆さまからの申請を受付、採択された後に行っていただきます。

主な整備イメージ



(2枚以上の区画)



農業者自ら畦畔除去



区画の拡大

調査内容

チラシの裏面をご覧ください。

提出方法

①か②のどちらかでご提出下さい。

① Google フォーム：右のQRコードから回答 ➡

※ QRコードが読み込めない場合 ⇒ <https://forms.gle/QxH7JgbYLspkkCGK8>



Google フォーム

② FAX・Eメール：チラシ裏面の調査票に記入し、協議会事務局へ送信

※ 調査票は、静岡県土地改良事業団体連合会ホームページでも

ダウンロードができます。⇒ <https://www.sizdoren.jp/news/post-666/>



ホームページ

お問合せ & 提出先

静岡県大区画化等推進協議会

(事務局) 静岡県土地改良事業団体連合会 会員支援課

☎ 054-255-5151 ☎ 054-221-3581 ✉ kaiin@sizdoren.jp

静岡県大区画等推進協議会

水田の区画拡大等の要望量調査

水田の大区画化を進めるため、農業者が自ら、区画の拡大や畦畔の撤去、暗渠排水などを行う水田と整備要望について、教えてください。

<注意事項>

- ・区画拡大等を行う水田と農業者は、各市町の地域計画の目標地図に位置付けられている必要があります。
- ・必ず2枚以上の水田を1枚に区画拡大することが条件です。区画拡大以外の整備を単独で行うことはできません。
- ・区画の拡大にあたり、整備の説明や筆界の確認など、農地所有者との調整は、農業者自ら行っていただきます。
- ・農地を借り受けている場合は、必ず中間管理権等の権利設定が条件となります。
- ・区画拡大などは、農業者自ら行っていただきます。また、農業者から建設業者へ依頼することもできます。
- ・申請書類や整備に関わる書類（整備前・中・完成の写真、使用材料、契約書等）の作成は、農業者自ら行っていただきます。
- ・集約化する場合は、農業者が担い手（認定農業者等）である必要があります。

1. 大区画化に取り組む、耕作者の氏名（個人）と社名（法人の方）を教えてください。

氏名／

社名／

2. 大区画化に取り組む、耕作者の住所を教えてください。

住所／

3. 大区画化に取り組む、耕作者の連絡先（電話 又は e-mail）を教えてください。

※ 要望票のご提出後、協議会事務局より内容確認のご連絡をいたします。必ずご連絡のつく電話番号またはメールアドレスをご記入ください。

電話／

e-mail／

4. 取り組みたい整備内容を教えてください。（下の基盤整備の支援メニューから記入。区画拡大は必須）

※ 複数の箇所で区画拡大を要望する場合は、区画拡大する範囲ごとに記入して下さい

事業種類	条 件	整備面積	場所（市字）	整備予定時期	併せ行う整備
記入例) 区画拡大 水路変更(あり)なし)	高低差10cm超 表土扱い有	90a (30a×3枚)	〇〇市〇〇	R 8. 11月	暗渠排水 90a 客土 90a
記入例) 区画拡大 水路変更(あり)なし)	畦畔除去のみ	300m (100m×3本、4枚)	〇〇市〇〇	R 8. 10月	なし
区画拡大 水路変更(あり・なし)		(× 、 枚)	市	R . 月	
区画拡大 水路変更(あり・なし)		(× 、 枚)	市	R . 月	
区画拡大 水路変更(あり・なし)		(× 、 枚)	市	R . 月	
区画拡大 水路変更(あり・なし)		(× 、 枚)	市	R . 月	
区画拡大 水路変更(あり・なし)		(× 、 枚)	市	R . 月	

参考 基盤整備の主な支援メニュー

※ 助成単価は、令和8年度単価です。今後更新となる場合があります。

※ 施工の全部を農業者が施行する場合は単価が異なります。 ※ 詳しくはお問合せ先にご連絡ください。

主な事業種類	条 件	助成単価【主なもの】 ※1			備 考
		1. 通 常 ①	2. 集約化する場合 ②	3. 大区画化する場合 ③	
必須	農用地の 区画拡大	高低差10cm超 表土扱い有	20万円/10a (33万円/10a)	24万円/10a (39万5千円/10a)	26万円/10a (43万5千円/10a)
		高低差10cm以下 表土扱い無	6万円/10a (18万5千円/10a)	7万円/10a (22万円/10a)	7万5千円/10a (24万円/10a)
		畦畔除去のみ	4万円/100m	4万5千円/100m	5万円/100m
併せ行う 整備	暗渠排水	バックホウ工法	16万5千円/10a	19万5千円/10a	21万5千円/10a
		トレンチャ工法	13万5千円/10a	16万円/10a	17万5千円/10a
	湧水処理	表土扱い有	17万円/100m	20万円/100m	22万円/100m
	末端畑地 かんがい施設		15万円/10a (24万5千円/10a)	18万円/10a (29万円/10a)	19万5千円/10a (32万円/10a)
	客 土	層厚10cm以上	19万円/10a	22万5千円/10a	25万円/10a
	除 礫	深度30cm以上	17万円/10a	20万円/10a	22万円/10a

()は水路変更(管水路化等)を伴う場合

助成単価の加算
○ 地下かんがい導入
+ 4万円/10a
○ 実施設計(外注)
+ 2万円/10a

()は樹園地の場合

【注意事項】 区画拡大（赤枠）は必ず行う必要があります。区画拡大以外の整備を単独で行うことはできません。

(助成単価) ① 通常…②、③以外の場合、② 集約化…③以外で、担い手に農地が1ha以上集約化される場合、③ 大区画化…1つの農地が1ha以上になる場合